

日本臨床ウイルス学会 会則

(昭和 59 年 6 月 1 日、
平成 18 年 6 月 5 日、
平成 27 年 6 月
附則一部改訂)

第 1 条 本会は日本臨床ウイルス学会という。

第 2 条 本会は臨床ウイルス学の進歩を促進し、会員相互の連絡をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は前条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学会の開催 2. 機関誌「臨床とウイルス」の発行 3. その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 条 本会の事務所は附則 3 条の定める施設内におく。

第 5 条 本会の会員は次の 2 種とする。

1. 普通会員 本会の目的に賛同して入会したもの
2. 賛助会員 本会の事業を援助するために入会したものの
会員は所定の会費を納入しなければならない。

第 6 条 会員は本会の行事、各種の事業に参加し、機関誌の配布を受けることができる。

第 7 条 本会の経費は次の諸収入によってまかなわれる。

1. 会費 2. 寄付金 3. その他

第 8 条 会費は年会費とし、附則 2 の定めによる。

第 9 条 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日にはじまり 12 月 31 日に終わる。

第 10 条 本会には次の役員をおく。

会長 1 名、総務幹事 1 名、幹事 15 名、監事 2 名、ただし幹事のうち若干名を常任幹事とする。

第 11 条 会長は幹事の推薦に基づき、総会において定める。

第 12 条 会長は会を代表し、会務をすべる。

第 13 条 幹事は会員より選び総会において定める。任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 14 条 幹事は会務を執行し、会長を補佐する。常任幹事は常務を処理し、総務幹事はそれを総括する。

第 15 条 幹事会は会長により、定期的または必要に応じて召集され会の運営その他をはかる。幹事会の議長は幹事があたる。

第 16 条 総会は毎年 1 回開く、本会の予算及び決算、会則の変更その他重要な項目については総会の承認を得なければならない。

附則

1. 本会則は昭和 58 年 6 月 24 日より実施する。
2. 本会の年会費は、普通会員 10,000 円、賛助会員 100,000 円とする。
3. 本会の事務局は、東京都港区白金 5-9-1 (〒108-8641) におく。